

り災証明書の受付を12月28日(木)で終了します

☎ 総務課 地域防災係 ☎ 282-1111

町外避難や入院などのやむを得ない理由がある人を対象に、り災証明書の受付をしていましたが、12月28日(木)をもって全ての受付を締め切ります。

なお、12月に申請された場合は、翌年1月以降の発行になりますので、公費解体をお考えの方は11月までにお手続をお願いします。

熊本地震に係るり災証明書の申請受付は、

平成29年12月28日(木)で終了します

公費解体の受付を12月28日(木)で終了します

☎ 環境保全課 環境衛生係 ☎ 282-1604

平成28年熊本地震に伴う公費解体申請について、現在、り災証明書の遅れなどの特別な事情があるものは受け付けていますが、下記の日程にて全ての受付を締め切ります。

これ以降に提出された場合は、全額自己負担での工事となりますので、十分にご注意ください。



■提出期限 **平成29年12月28日(木)まで**

浄化槽を使用している人へお知らせ

☎ 環境保全課 環境衛生係 ☎ 282-1604

■浄化槽の維持管理

浄化槽は、し尿及び生活雑排水を微生物のはたらきで排水を浄化する装置です。適正な維持管理がなされないと浄化能力が低下します。

適切な時期に保守点検、清掃、法定検査を行いましょう。

▼保守点検許可業者

- ・有限会社 御船清掃公社・有限会社 御船総合管理
- ・有限会社 御船健康社

▼清掃許可業者

- ・有限会社 御船清掃公社・有限会社 御船総合管理

■法定検査

法定検査については、公益社団法人 熊本県浄化槽協会 (☎ 284-3355) へご連絡ください。

■維持管理項目ごとの連絡先

保守点検および清掃

※浄化槽の保守点検及び清掃は、御船町の許可を受けた業者に委託してください。

虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます—

11月は児童虐待防止推進月間です。子どもたちや子育てに悩む保護者のSOSの声をいちはやくキャッチ！

虐待かもと思ったら189番へ。出産や子育てに関する悩みや疑問がある人は、児童相談所・市町村へお気軽にご相談ください。

【相談窓口】

- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189(いちはやく)
- 町役場こども未来課 ☎ 096-282-1346
- 県中央児童相談所 ☎ 096-381-4451

木造住宅の耐震改修工事等の費用の一部を補助します

☎ 建設課 都市計画係 ☎ 282-1312

【御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業】

町では、耐震基準を満たさない住宅の耐震設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事に必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。

■申込受付期間

12月1日(金)～22日(金) (土・日除く)

※仮受付を期間内に行っていただき、交付申請書等の必要書類を期間内に提出してください。

■補助対象住宅

(次のすべての要件を満たす住宅が対象)

- ・御船町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの(併用住宅の場合、店舗等の床面積が延床面積の2分の1未満のもの)
- ・在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3階以下のもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工したものまたは平成28年熊本地震により、り災したことが確認できるもの
- ・建築基準法に係る違反がないもの
- ・所有者が町税を滞納していないことなど

■交付対象事業および補助金額

- ①耐震改修設計
補助対象経費の3分の2以内(上限20万円)
※耐震設計に伴う耐震診断に要する費用も含む
- ②耐震改修工事(耐震改修工事および工事監理)
補助対象経費の2分の1以内(上限60万円)
※耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- ③建替え工事
補助対象経費の23%以内(上限60万円)
※耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの、および、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの
- ④耐震シェルター工事
補助対象経費の2分の1以内(上限20万円)
※昭和56年6月1日以降に着工した住宅については、次のいずれかに該当するもの
・災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」または「大規模半壊」と認定されたもの
・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
※耐震シェルターとは、住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間を作るものです

木造住宅の耐震診断が実施されています

☎ 一般財団法人 熊本県建築住宅センター ☎ 385-0771

【熊本県戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業】

県では、今後の大地震に備え、安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、戸建て木造住宅の耐震診断(一般診断)を実施しています。

■補助対象住宅(次のすべてに該当するもの)

- ・熊本県内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの(併用住宅の場合、店舗等の床面積が延床面積の2分の1未満のもの)
- ・在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3階以下のもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工したものまたは平成28年熊本地震により、り災したことが確認できるもの
- ・建築基準法に係る違反がないもの
- ・他の補助制度等による補助金の交付を受けて耐震診断を行っていないもの

■診断費用

- ・住宅の図面(筋かいの位置・仕様が明示されているもの)がある場合 5,500円
- ・住宅の図面がない場合 19,000円

■申込期間および方法

- ・今回の申込期間は11月30日までですが、以降は奇数月に行われます。
- ・申込書を熊本県建築住宅センターへ提出してください。申込書は熊本県建築住宅センターの窓口やホームページ、町建設課でも配布しています。

■申込・問い合わせ先

〒862-0950 熊本市中央区水前寺6丁目32-1
一般財団法人 熊本県建築住宅センター
☎ 385-0771

※申込期間や申込方法、事業内容等、詳しくは熊本県建築住宅センターへお問合せください。

補助を受けずに自費により耐震診断を実施した人へ

平成28年4月14日以降、平成29年3月15日までに補助を受けず、耐震診断を実施した人は、遡って補助ができる場合があります。詳しくは県建築課(☎ 333-2535)へお問合せください。